

# 府中多摩川通り住宅自治会規約

## ( 名 称 )

- 第 1 条 本会の名称を以下のとおりとする  
府中多摩川通り住宅自治会（フチュウタマガワドオリジュウタクジチカイ）  
また、略称を以下とする  
多摩住自治会（タマジュウジチカイ）

## ( 所在地 )

- 第 2 条 本会の所在地を以下とする  
〒183-0014  
東京都府中市是政 5 丁目 1 9 番地の 1  
府中多摩川通り住宅 4 号棟

## ( 区域 )

- 第 3 条 本会の会員居住区域を以下とする  
〒183-0014  
東京都府中市是政 5 丁目 1 9 番地の 1  
府中多摩川通り住宅 1 号棟～3 号棟

## ( 目 的 )

- 第 4 条 本会は地方自治の本旨に則り、会員の共同福祉増進、文化の向上、会員同士の相互扶助、親睦融和を図り、自らの意思に基づいて楽しく地域社会の向上に努めることを目的とする

## ( 会 員 )

- 第 5 条 本会組織は府中多摩川通り住宅（以下、当住宅という）内に現に居住する居住者（以下、居住者という）を会員として構成する
- 2 会員は世帯単位ではなく、世帯を構成する個人を単位とする
  - 3 居住者は入会を希望する旨の届け出により会員となる
  - 4 会員は届け出により退会することができる
  - 5 会員は居住者でなくなった時点で自動的に退会とする

## ( 事 業 )

- 第 6 条 本会は前第 4 条の目的を達成するため次の事業を行う
- (1) 会員相互の扶助および地域住民との親睦に関する事
  - (2) 地域、自治体等との渉外に関する事
  - (3) 防犯・防災に関する事
  - (4) 環境・衛生に関する事
  - (5) 周辺環境の整備・清掃に関する事
  - (6) 青少年の健全な育成に関する事
  - (7) 文化、教養及び体育、娯楽に関する事
  - (8) その他必要と認めた事

## ( 役 員 )

- 第 7 条 本会には次の役員を置く
- (1) 会長 1 名

- (2) 顧問 1名
- (3) 総務 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

( 役員 の 職務 )

第 8 条 役員 の 職務 は、以下 の と お り と す る

- (1) 会長 は 本 会 を 代 表 し 会 務 を 統 括 す る
- (2) 顧 問 は 会 長 を 補 佐 す る
- (3) 総 務 は 本 会 の 総 務 全 般 を 行 う と と も に 会 長 に 事 故 等 が あ っ た と き は 職 務 を 代 行 す る
- (4) 会 計 は 本 会 の 会 計 事 務 を 行 う
- (5) 監 事 は 会 計 及 び 事 務 を 監 査 す る

( 役員 の 選 出 )

第 9 条 役員 は 会 員 か ら 互 選 に よ り 選 出 す る

- 2 民 法 上 の 成 人 会 員 が 役 員 候 補 と な る
- 3 会 員 は 役 員 に 立 候 補 す る こ と が で き る
- 4 本 人 の 同 意 を 得 た 会 員 を 役 員 に 選 出 す る こ と が で き る
- 5 本 人 の 同 意 を 得 た 欠 席 会 員 を 役 員 に 選 出 す る こ と が で き る

( 役員 の 任 期 )

第 1 0 条 本 会 の 役 員 の 任 期 は 1 年 と す る

- 2 再 任 は 妨 げ な い
- 3 任 期 が 満 了 と な っ た 場 合 は 次 の 役 員 の 選 任 ま で は 現 役 員 が そ の 任 に 当 た る も の と す る
- 4 退 任 す る 役 員 の 後 任 者 の 任 期 は 前 任 者 の 残 任 期 間 と す る
- 5 役 員 が 居 住 者 で な く な っ た 時 点 で 役 員 は そ の 地 位 を 失 う
- 6 任 期 途 中 で 役 員 に 欠 員 が 生 じ た と き は 総 会 に よ ら ず 役 員 会 で 選 出 で き る も の と す る

( 議 決 権 )

第 1 1 条 会 員 の 世 帯 毎 に 1 個 の 議 決 権 を 有 す る

- 2 議 決 権 の 行 使 は 基 本 的 に 世 帯 主 が 行 う
- 3 世 帯 主 以 外 の 世 帯 構 成 員 が 議 決 権 行 使 す る 場 合 は 出 欠 届 へ の 記 載 ま た は 会 議 へ の 出 席 の み で 足 り る も の と す る

( 総 会 )

第 1 2 条 総 会 は 会 員 全 員 で 組 織 す る

- 2 総 会 は 会 計 年 度 終 了 後 3 ヶ 月 以 内 に 会 長 が 招 集 す る
- 3 会 長 は 必 要 に 応 じ て 臨 時 総 会 を 開 催 す る こ と が で き る
- 4 会 員 は 会 長 に 対 し て 臨 時 総 会 開 催 を 要 求 す る こ と が で き る
- 5 会 員 が 要 求 し た 臨 時 総 会 開 催 は 役 員 会 の 決 議 に よ り 可 否 判 断 を 行 う
- 6 総 会 の 議 長 は 原 則 と し て 会 長 が 務 め る
- 7 総 会 の 議 事 は 出 席 者 ( 委 任 を 含 む ) の 過 半 数 を も っ て 決 す る も の と す る
- 8 決 議 結 果 が 可 否 同 数 の 時 は 議 長 が 決 す る
- 9 会 長 は 予 算 お よ び 決 算 に つ い て 総 会 で 報 告 し な け れ ば な ら ない
- 1 0 議 長 は 総 会 の 議 事 に つ い て 議 事 録 を 作 成 し な け れ ば な ら ない

( 役 員 会 )

第 1 3 条 役 員 会 は 第 7 条 の 役 員 で 構 成 し 必 要 に 応 じ て 会 長 が 招 集 す る

- 2 役員は会長に対して役員会の開催を要求することができる
- 3 役員会の議長は原則として会長が務める
- 4 役員会の議事は役員の過半数をもって決するものとする
- 5 決議結果が可否同数の時は議長が決する
- 6 議長は役員会の議事について議事録を作成しなければならない

( 総会の議事 )

第 1 4 条 総会の議事は次の各号に掲げる事項とする

- (1) 規約の制定、変更または廃止
- (2) 予算、決算に関する事
- (3) 事業に関する事
- (4) 経費に関する事
- (5) 役員選出に関する事
- (6) 本会の解散
- (7) その他必要と認められる事

( 役員会の議事 )

第 1 5 条 役員会の議事は次の各号に掲げる事項とする

- (1) 総会に関する事
- (2) 名簿および個人情報保護に関する事
- (3) 備品管理に関する事
- (4) 集会所の利用に関する事
- (5) 本会の業務執行に関する事
- (6) 役員会の業務執行に関する事
- (7) 前各項で定めるものの他、本会の運営に必要と認められる事

( 会計年度 )

第 1 6 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする

( 収 入 )

第 1 7 条 本会の収入は以下とする

- (1) 自治体等からの助成金
- (2) 会員からの寄付金
- (3) 会員以外からの寄付金

( 経 費 )

第 1 8 条 本会の経費は第17条の収入をもってこれにあてる

( 会 費 )

第 1 9 条 本会の会費は徴求しない

( 会員の権利 )

第 2 0 条 会員の権利は細則で定める

( 設 立 )

第 2 1 条 本会の設立は以下とする

- (1) 前身自治会名：府中多摩川通り住宅管理組合（区分所有法上の管理組合と同名だが自治会の名称として扱う）

(2) 設立年月日：平成元年（1989年）2月10日

(3) 設立根拠：東京都府中市長への自治会設立届提出

（ 財 産 ）

第 2 2 条 本会の財産は備品と収入残高とする

2 財産の会員への分配は行わないものとする

3 退会において既に受領した寄付金等の返金は行わないものとする

4 退会において財産分与は行わないものとする

5 本会が解散する場合の会員への財産分与は行わないものとする

6 本会が解散する場合の備品で不要なものは処分できるものとする

7 本会が解散する場合の財産は区分所有法上の府中多摩川通り住宅管理組合へ移管できるものとする

（ 委 任 ）

第 2 3 条 本規約に定めるものの他必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める

（ 細 則 ）

第 2 4 条 本規約に定めるものの他必要な事項は、別に細則で定める

附則

本規約は、令和4年（2022年）2月20日から施行する。

## 役員名簿

2021年度管理組合役員が本規約制定時初期役員として以下の通り就任する。  
役員住所は本会所在地と同一であり住戸番号のみ異なる。

会長 : 2号棟102号室 坂本 裕司  
顧問 : 2号棟319号室 武山 希世  
総務 : 2号棟223号室 太田 こずゑ  
会計 : 2号棟423号室 三沢 由妃  
監事 : 2号棟216号室 金城 寿美子

本規約の記載内容について事実と相違ないことを証明する

令和4年(2022年)2月20日

会長住所

〒183-0014 東京都府中市是政5丁目19番地の1

府中多摩川通り住宅2-102

会 長 坂 本 裕 司

